

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>  
ホームページ



2021年  
(令和3年)  
8月30日  
第1120号



twitter



年金事務所

## 年金は未納のままにせず、 免除・猶予の手続きを

一般的にサラリーマンの年金は、その金額の半分を会社が負担し残りの半分は毎月の給料から天引きされています（厚生年金）。

個人事業者やその家族、学生、無職の人などは、年金の全額を本人が毎月納めます（国民年金）。

老後にもらう老齢年金を受給するためには、年金を納めた期間（受給資格期間）が10年以上必要です。

国民年金を納めることが経済的に困難な場合には、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをしましょう（学生については別途「学生納付特例制度」があります）。

免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、将来の年金額を計算するときは、免除期間は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

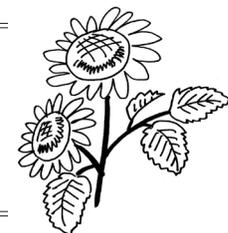
障がい者になった場合の障害年金を受給する場合にも、年金の納付、免除・猶予申請は要件になってきます。「将来もらうつもりは無いから、払わない、手続きしない」では、いざ障がい者になった時に非常に困ります。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に障害の初診日がある場合は、納付要件はありません。

令和3年度  
国民年金保険料  
16,610円/月

大宮民商  
LINE  
ID: minsyo6731

《予定表》  
9/8(水) 三役会 15:00～



2020年10月1日から  
埼玉県の最低賃金  
時間額 **928円**  
使用者も従業員も、要確認!

## ゆうちょ銀行 硬貨の取り扱い有料化 2022年1月17日から

ゆうちょ銀行では、2022年1月17日から各種手数料が値上げされます。

- ・駅やショッピングセンターなど、郵便局以外に設置されたATMの利用手数料が値上げされます。
- ・「払込取扱票」を使い現金で払い込む場合に手数料が+110円上乗せされます。通帳・キャッシュカードを使う場合は今まで通りです。
- ・硬貨の利用手数料が発生します。（下記表を参照）

小売や飲食の事業者にとって、硬貨の利用手数料の発生は大きな負担になります。ゆうちょ銀行をメインで利用している事業者は、金融機関の変更も視野に入れておく必要があります。

### ゆうちょ銀行 硬貨取り扱い手数料（2022年1月17日から）

窓口		ATM（預け入れ）		ATM（払い戻し）	
硬貨枚数	料金（税込）	硬貨枚数	料金（税込）	硬貨枚数	料金（税込）
1～50枚	無料	1～25枚	110円	1枚以上	110円
51～100枚	550円	26～50枚	220円		
101～500枚	825円	51～100枚	330円		
501～1,000枚	1,100円 (以降500枚毎に550円加算)				

※ATMで預け入れ出来る硬貨は1回に100枚まで



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉埼玉県が新型コロナワクチンで希望者にアストラゼネカ製のワクチン接種を開始。8月25・26日接種分の予約は全て埋まる。

月次支援金を受給したら、  
こちらでも申請出来ます！

## 埼玉県外出自粛等 関連事業者協力支援金

**給付要件** ※制度内容が変更になる場合有。要確認。

1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

**給付金額**：対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

**給付上限額**：中小法人等 …… 50,000 円／月  
個人事業者 …… 25,000 円／月

**給付回数**：1回限り（4月・5月・6月の3ヶ月分をまとめて給付）

**申請期間**：7/26～10/15 QRコード



**申請方法**：電子申請または郵送申請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html>

## 埼玉県感染防止対策協力金

第12期（6/21～7/11）申請期限は9月6日まで

第13期（7/12～8/31）9月1日から申請開始 ※

**必要書類**（詳細は埼玉県 HP で確認してください）

- 申請書（県 HP からダウンロード）
- 本人確認書類のコピー（免許証など）
- 通帳のコピー（振込先口座の）
- 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- 営業に必要な許認可証のコピー
- 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- 売上証明（申告書・売上台帳等）※最低額申請の場合は不要



※ 緊急事態宣言が延長されたため、対象期間の変更がありえます。正式な期間は県の最終発表をご確認ください。

※ 酒類の提供とカラオケは禁止です。

中小法人 最大 20 万／月  
個人事業主 最大 10 万／月

## 月次支援金 自分が該当するか確認しよう！

**給付対象**：緊急事態又はまん防の影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同月比50%以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

**給付額** 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上（上限有り）

**申請方法/期間** 6月分は8/31まで、7月分は9/30まで、8月分は10/31まで、9月分は11/30まで

- ① 月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。
- ② ※登録確認機関による事前確認（事業の実態確認）を受ける。
- ③ 月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店 2F 予約 ☎ 0120-211-240

※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

### 登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- 本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- 2019年分&2020年分の確定申告書（法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度の方）
- 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- 宣誓・同意書（月次支援金 HP で入手）

QRコード



詳細はホームページを参照 [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)